

市区町村における被害者支援

犯罪被害者の視点に立った支援を実行している
自治体をいくつかご紹介します

中野区犯罪被害者等相談支援窓口 の取組み(1)

- 平成20年4月開設(平成18年の一般質問→庁内検討会)
- 年間のべ200~320件の相談(電話、面接、訪問、メール、付き添い等)
- 相談、付き添い支援、緊急生活サポート事業、学校・区民・職員向け啓発事業、関係機関とのネットワーク
- 相談体制
 - 専門相談支援員(専任非常勤:14日/月)
 - 常勤保健師(係兼務)
 - 精神保健福祉士



中野区緊急生活サポート事業

(事件発生日から3ヶ月以内の犯罪被害者等)

受け入れ

- ・ ケース会議
- ・ 社協担当者との打ち合わせ

コーディネーター

- ・ 窓口から社協への依頼
- ・ 協力員への依頼

実施

- ・ 支援(家事援助、外出援助、育児援助)
- ・ 振り返り
- ・ 計画

横浜市犯罪被害者相談室の取組み(1)

(個別相談支援)

- 対象:横浜市内在住、在学、在勤の犯罪被害者とその家族等
 - ※犯罪の種別は問わず、被害届の受理等も条件としていない
- 支援の形態:電話(専用電話回線)、面接、訪問等
- 支援の内容:
 - * 傾聴、情報提供、連絡調整、助言等
 - * 臨床心理士によるカウンセリング(外部委託)
 - * 区役所、裁判所、弁護士事務所等への付き添い
 - * その他



横浜市犯罪被害者相談室の取組み(2)

(その他の事業)

- ・相談室の広報・PR

相談室の存在を知ってもらうため、様々な媒体を使っての広報活動。

- ・支援ネットワークの形成

途切れない支援のための顔の見える関係作りとして、勉強会や各種研修等へ参加。

- ・支援従事者への研修

二次的被害防止を目指し、市職員研修や関係機関、団体等の従事者研修を実施。

- ・市民への啓発事業

犯罪被害者等への理解のための啓発活動として、リーフレットの配布、講演会の開催、タペストリーの作成、展示。

多摩市犯罪被害者相談窓口の取組み(1)

- 平成20年 相談窓口の開設
- 平成21年 「多摩市犯罪被害者等支援条例」制定・施行
- 支援の内容
 - 相談(相談専用電話、面接など)・情報提供・助言・連絡調整等
 - 被害に関する手続き補助・裁判所への付添い
 - 弁護士等の専門相談員による相談
 - 資金の貸付
 - ・市内に住所を有する方 ・貸付額 10万円以内 ・無利子
 - ・償還 6ヶ月据え置き後償還 15ヶ月以内

多摩市犯罪被害者相談窓口の取組み(2)

- 支援の体制

専門相談支援員(嘱託職員:3/週 社会福祉士、精神保健福祉士)
担当職員(係兼務)

- 理解を深める啓発

◇市民への啓発事業(講演会、ミニ・生命のメッセージ展等)

◇職員研修

- 相談窓口の周知

広報掲載 パンフレット配布



茅ヶ崎市の取組み

茅ヶ崎市では、平成21年8月より被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」の協力の下、犯罪被害者等支援相談を実施しています。
相談方法は、予約不要で匿名での電話にてご相談できます。その後、ご希望に応じて面接相談もあります。

【相談日時】

毎月第1・3水曜日 10時から16時まで

【相談電話】

0467-82-1111(代表)

※電話交換手ができますので、「被害者支援相談を」とお伝え下さい。

・犯罪や交通事故、DVなどの当事者のほか、大切なご家族を亡くし、ご遺族になられた方の心のケアの相談

・ご親戚やご近所等の身近な方が被害に遭われて、的確な対応にとまどわれている方からの相談



おわりに

犯罪被害者等基本法の精神にのっとり、一番身近な自治体である市区町村すべてに犯罪被害者の相談窓口ができることを望むと共に、全国どこで被害にあっても同様な支援が受けられることを切に望みます。

アンケート実施主体および問い合わせ先

犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)運営委員会

住所: 〒113-0033 東京都文京区本郷2-14-10

東京外国語大学本郷サテライト6F

認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク気付

メール: heartband2011@gmail.com

ホームページ <http://www.heart-band.com/>

調査担当者: ハートバンド運営委員 鴻巣 たか子